この基準は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び第9条 の規定に基づき、就学すべき学校の変更又は区域外就学の承諾ができる場合を定め るものとする。

区分	許可基準等	添付すべき書類
1 住所の異動	(1) 異動予定地の学校への就学を希望する場合	家屋の新築等の
に伴う場合	住所の異動が確定していて、住所の異動が	場合は、建築確認
	学年途中となるため、あらかじめ住所異動先	済証、売買契約書
	の指定校への就学を希望するときは、異動予	等建築場所及び受
	定日の学年の始めから承諾できるものとす	け渡し期日の判明
	る。	する書類の写し
	(2) 異動前の学校への就学を希望する場合	
	学年途中に住所を異動し、引き続き従来の	
	学校への通学を希望するときは、当該学年末	
	までを限度とし、承諾できるものとする。	
2 障がい等に	児童又は生徒の心身に障がい等があり、指定	医師の診断書等
よる場合	校に適切な支援体制が整っていないため、隣接	
	校等への就学を希望するときは、承諾できるも	
	のとする。	
3 通学距離に	小学校に限り、あらかじめ、教育委員会が定	
よる場合	めた当該小学校への受け入れ児童数の範囲内に	
	おいて、次の場合に承諾できるものとする。	
	(1) 新たに小学1年生に就学する児童が、指定	
	校より通学距離が短い隣接校への就学を希望	
	するとき。	
	(2) 学年途中の転入で、通学距離が指定校より	
	短い隣接校への就学を希望するとき。	
4 保護者の事	(1) 保護者の就労等により、留守家庭児童を保	(1) 就業証明書及
情による場合	護できる者の所在地にある学校への就学を希	び保護する者の
	望するときは、小学校卒業学年末までを限度	承諾書
	とし、承諾できるものとする。	
	(2) やむを得ない事情により、一定期間児童生	(2) 扶養できる者
	徒の扶養を他に依頼する場合、扶養できる者	の承諾書
	の所在地にある学校への就学を希望すると	

	き、原則として6月を限度とし、承諾できる	
	ものとする。ただし、扶養できる者の所在地	
	から、引き続き従来の学校への通学を希望す	
	るときは、その学年末までを限度として承諾	
	できるものとする。	
	(3) 住居の建替え等のため、他の居所に仮住ま	(3) 建築確認済
	いする場合、建替え等の間、従来の学校への	証、売買契約書
	就学を希望するときは、建替え等が終了する	等建築場所及び
	までの間に限り、承諾できるものとする。	受け渡し期日の
		判明する書類の
		写し
5 教育的配慮	(1) いじめや不登校等により、指定校以外の学	学校長の意見書
が必要な場合	校への就学を希望するときは、指定学校長の	
	意見を聴いた上、当該事情がやむを得ないと	
	認められるとき承諾できるものとする。	
	(2) 小学生まで行っていた部活動が指定校にな	
	く、当該部活動が行われている中学校に就学	
	を希望するときは、就学していた小学校長の	
	意見を聴いた上、やむを得ないと認められる	
	とき承諾できるものとする。	
6 特例	上記1から5に該当しないが、やむを得ない	特例措置をとる
	理由があると認められるときは、特例措置とし	べき事情が判明す
	て承諾できるものとする。	る理由書

## 備考

- 1 この基準は、平成19年7月1日以降に申し出があったものから適用する。
- 2 この基準において、それぞれの理由に該当する児童生徒に兄弟姉妹がいると きは、その兄弟姉妹についても同様に承諾できるものとする。
- 3 通学途上の安全の確保については、保護者が責任をもって対応するものとする。